

住民監査請求（市長選挙費用の損害賠償請求3） 監査結果について（概要）

平成26年7月25日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

大阪市長は橋下市長が市長選挙を強行したことに伴って支出された6億円について、違法、不当な支出であるとして橋下市長に対し損害賠償を求める請求をするように大阪市監査委員に求めます。

(2) 請求の原因

大阪市長の橋下徹氏は自らの構想とする大阪都構想の進め方において、大阪維新の会の政党以外の了解が得られないことから、民意を問うとして、自ら市長を辞して選挙を実施しました。しかしながら、①三権分立の下、市政に関する決定権を持つのは憲法上、地方自治法上議会であり、仮に橋下氏が市長に再選されても法的には全く無意味です。また、②市長選挙で自らが再選されてもその進め方に異論があるとする議会の構成が変更されることはありません。ということはこの段階で市長選を実施することは税金の無駄遣いにしかなりません。

そのため、橋下市長の選挙の強行方針に対してその進め方に反対する大阪市議会の主な政党は対立候補を立てず、法的にも現実的にも無意味な選挙に反対したことも周知の事実です。

それでも、橋下市長は無意味な選挙を決行しました。低い投票率、異常に多かった無効投票などの結果をみても、市民は橋下市長の大阪都構想の進め方の信任をしたとはいえなことは明らかです。結局、橋下市長の選挙の強行は、大阪市議会や多くの大阪市民の意思に反しており、橋下市長が選挙を私物化し、自らの公約を遂行するために全く意味なく無駄な税金を使ったものです。今回の選挙の実施及びそれに伴う支出は、無駄な税金の使い方に外なりません。

我々は、橋下市長は、市長として憲法及び地方自治法を遵守する義務があったにも拘わらず、これに反して自らの施策の進め方をゴリ押しするために、6億円以上もの支出をし、大阪市に損害を与えたものであり、大阪市は、この6億円以上の損害賠償を橋下市長に請求するように要求致します。

（監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。）

第2 本件請求の取扱い

1 請求の受理

・平成 26 年 4 月 17 日付けで、本件請求に係る請求人以外の者から、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、当該住民監査請求は、本件請求と同趣旨であって、同一の財産の管理を怠る事実を監査対象としたものと認められることから、平成 26 年 4 月 17 日付け住民監査請求と同様に法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

2 監査結果の取扱い

・住民監査請求は、同一事件について二個以上請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上「一事不再議」の原則を採用することはできないが、一個の請求について行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りるものであるとされている（行政実例昭和 34 年 3 月 19 日）。

・したがって、本件請求については、改めて監査を実施するまでもなく、平成 26 年 4 月 17 日付け住民監査請求に係る監査結果である別添平成 26 年 6 月 12 日付け大監第 21 号「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。